

交通政策審議会海事分科会船員部会
漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会 議事次第

令和7年9月24日（水）

13：30～15：00

3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

小西 康之 明治大学法学部 教授

野川 忍 東京女子大学 副理事長

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局 水産部専任部長

漢那 太作 全日本海員組合 水産局 水産部水産部長

（関係使用者を代表する委員）

小栗 謙司 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 理事

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事専務

配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第482号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金の改正について）」
- 資料2 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年12月26日令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）
- 資料3 かつお・まぐろ漁業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査
- 資料6 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 83 号

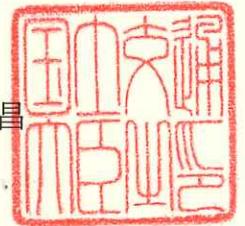
令和 7 年 7 月 17 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 482 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）、漁業（かつお・まぐ
ろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）及び漁業（いか釣り）
最低賃金（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正することについて、
最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金

令和 4 年 12 月 26 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正令和 6 年 2 月 8 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号
一部改正令和 7 年 2 月 10 日	令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域
全国

2 適用する使用者
船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 12 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員
前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間
かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第 3 項の船員に係る最低賃金額

月額	1 人歩船員	213,300 円
		(月払いとする)

この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

- 6 最低賃金に算入しない賃金
- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
 - (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
 - (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
 - (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
 - (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）
この公示は、令和 5 年 1 月 25 日から効力を生ずる。

附 則（令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）
この公示は、令和 6 年 3 月 9 日から効力を生ずる。

附 則（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）
この公示は、令和 7 年 3 月 12 日から効力を生ずる。

かつお・まぐろ漁業の概要

令和 7 年 9 月

水産庁

1. まぐろはえ縄、かつお釣り、海外まき網漁業の概要

まぐろはえ縄漁業とは

浮きはえ縄を使用して、かつお・まぐろ、かじき又はさめを漁獲。

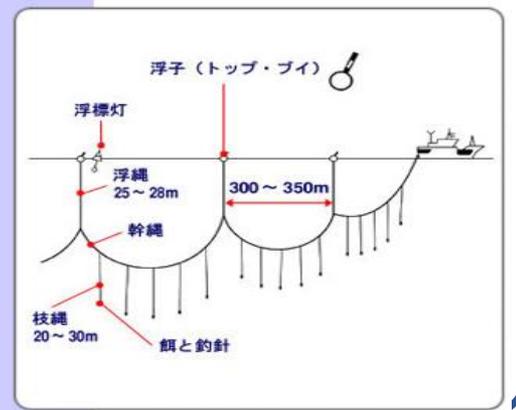
許可海域は、**遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。**

主対象は、**メバチ、キハダ、クロマグロ及びミナミマグロ。**

主に**刺身商材**として利用。

遠洋船の隻数は159隻（400トン級が主体）、**1航海は約1年～1年半、乗組員は約23名。**

近海船の隻数は218隻（19トンが主体）、**1航海は2週間～1月程度、乗組員は9人前後。**



かつお釣り漁業とは

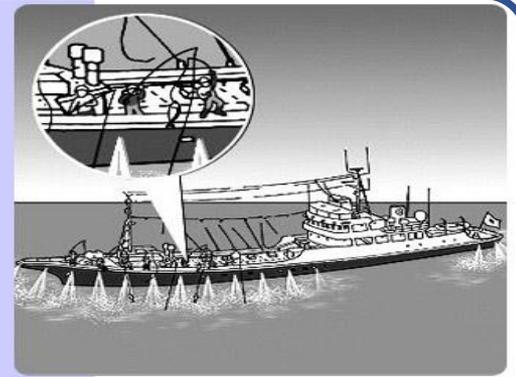
いわゆる一本釣り漁業。活餌・散水により魚をおびき寄せ、疑似餌を付けた釣り針で一尾ずつ漁獲。

許可水域は、**遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。**

主対象は**カツオ及びビンナガ**。主に**生食（タタキ等）**として利用。

遠洋船の隻数は39隻（499トンが主体）、**1航海は30～50日程度、乗組員は30～40名。**

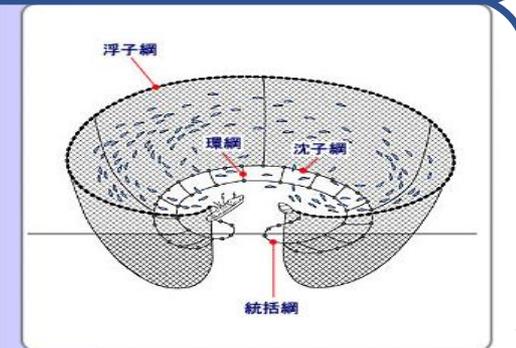
近海船の隻数は28隻（119トンが主体）、**1航海は3日～1週間程度、乗組員は20名前後。**



海外まき網漁業とは

大臣許可漁業である大中型まき網漁業の一部。単船にて、かつお・まぐろ類を漁獲。**太平洋島しょ国周辺を中心に中西部太平洋海域等**で操業。主対象は**カツオ・キハダ**。我が国で主に**鰹節原料**又は**生食用**として利用。

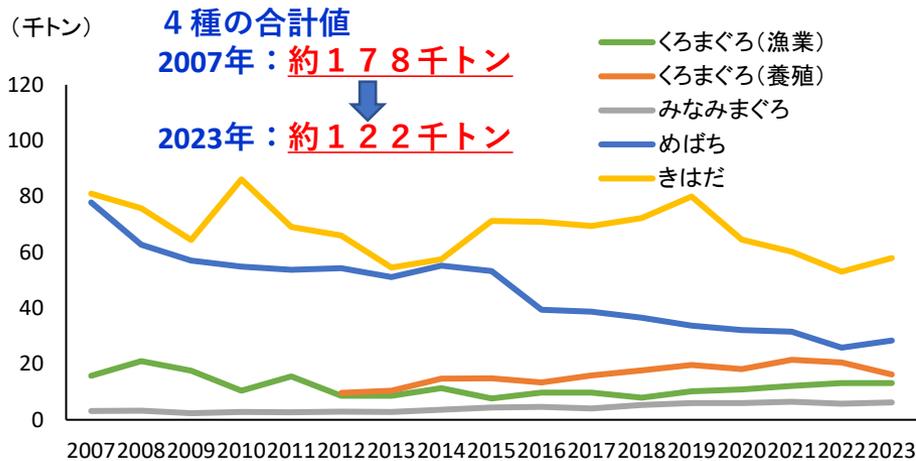
隻数は29隻（現地合弁含む）、**1航海は20～50日程度、乗組員は25人前後。**大型船は760トン、従来船は349トン。



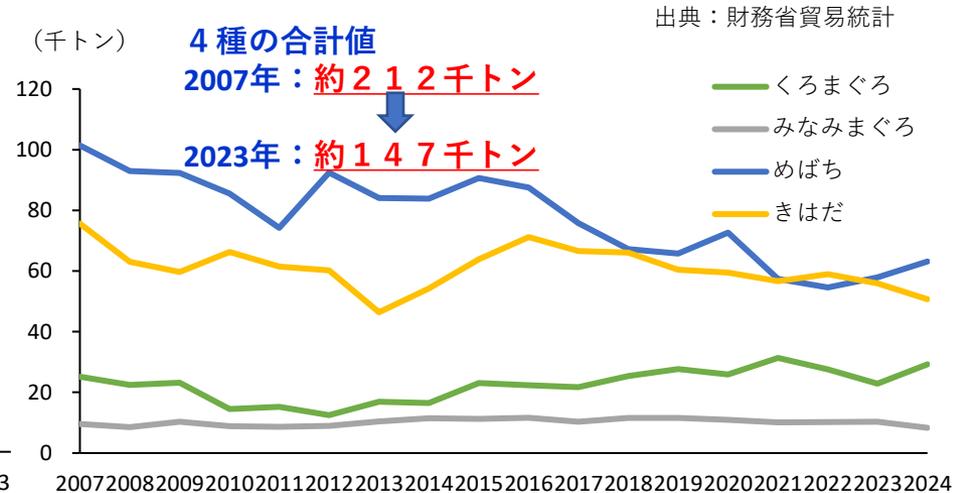
2. 我が国のまぐろ類の需給動向（全体概況）

- 我が国の漁船が漁獲したまぐろ類は、ほぼ100%日本市場向けだが、マーケットの規模は縮小傾向。
 （※主要まぐろ類4種の我が国の供給量（生産量+輸入量）は、2007年時点より約30%減少。）
- 今後の人口減・高齢化による日本市場の縮小、養殖まぐろの増加、サーモン等他の商品との競争など、まぐろ類をめぐる市場環境は、今後とも厳しい状況が続くことが見込まれる。

我が国の主要まぐろ類の漁業・養殖生産量



我が国の主要まぐろ類の輸入量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：魚種別生産量は、我が国全漁業種類を含む。

特にきはだは、はえ縄の他まき網等による漁獲も含んでいる。

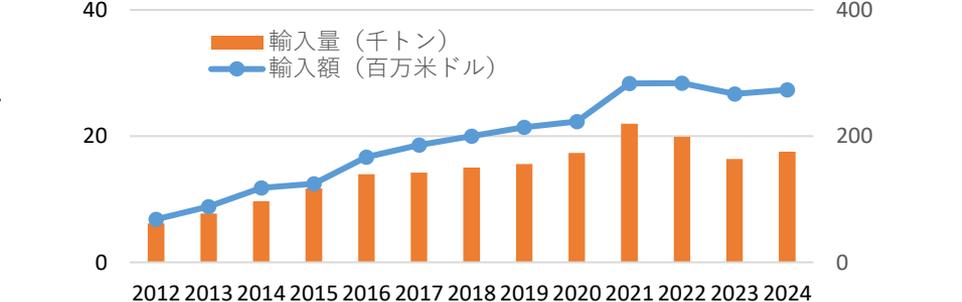
注：2022年においては、かつお・まぐろ漁業に係る漁獲量算出手法の変更が行われている。

家計消費額（年間一人当たり）

マグロ 1,836円(2010年) ⇒ 1,838円(2024年)
 サケ 1,265円(2010年) ⇒ 1,723円(2024年)

出典：総務省「家計調査」より水産庁作成

我が国のサケ類のフィレ（生鮮）の輸入量（百万ドル）

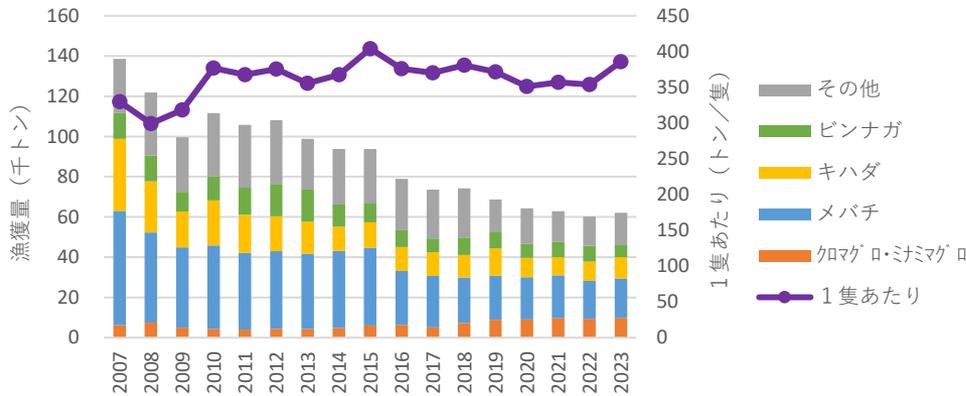


資料：UN Comtrade Databaseより作成。（HSコード:030441）

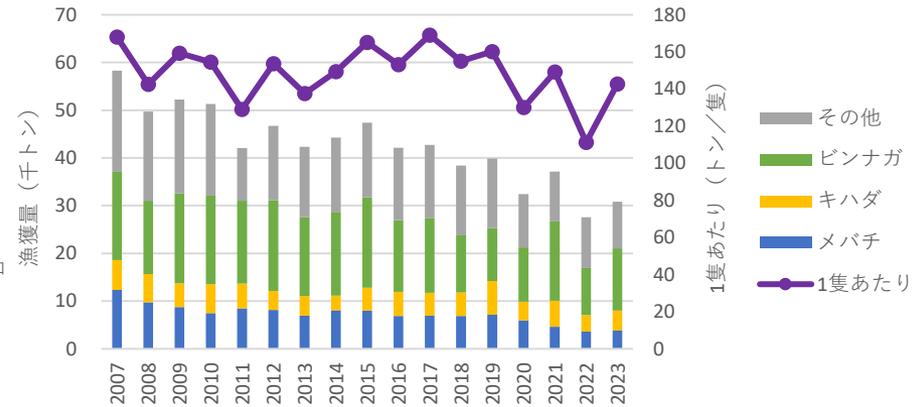
3. まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の漁獲量

- まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、長期的に減少傾向にあり、漁船1隻あたりの漁獲量はおおむね横ばいか減少傾向。2023年の漁獲量は、遠洋まぐろはえ縄漁業は62千トン、1隻あたり386トン。近海まぐろはえ縄は31千トン、1隻あたり143トン。
- かつお釣り漁業の漁獲量も、同様に長期的に減少傾向。1隻あたりの漁獲量は、カツオやビンナガの来遊に左右され、変動が大きい。2023年の漁獲量は、遠洋かつお釣り漁業は39千トン、1隻あたり1,061トン。近海かつお釣り漁業は23千トン、1隻あたり838トン。

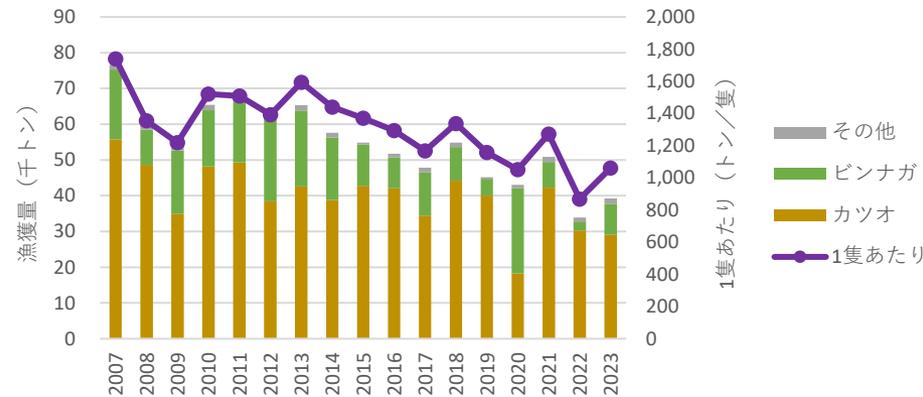
遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量



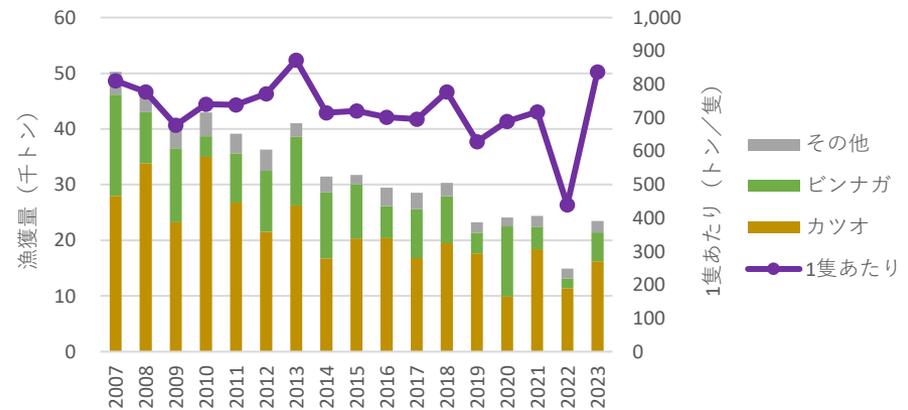
近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量



遠洋かつお釣り漁業の漁獲量



近海かつお釣り漁業の漁獲量



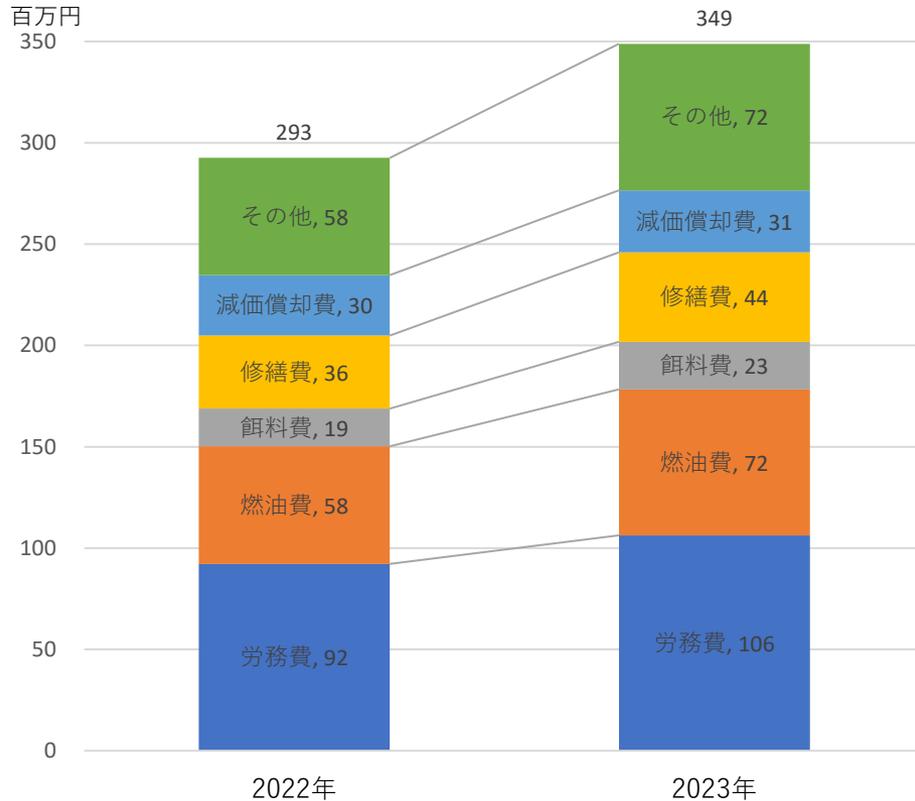
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：2022年においては、かつお・まぐろ漁業に係る漁獲量算出手法の変更が行われている。

4. まぐろはえ縄漁業（遠洋）の経営状況

- **漁労売上原価の過半を労務費と燃油費が占める。**
- 現下の原油価格の上昇や円安により、特に洋上・外地では燃油価格が高騰しており、**燃油費負担が大幅に増加。**
また、2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げており、**労務費負担についても増加。**
- 一方、魚価は、概ね低水準で推移しており、**売上原価の上昇に見合った水揚げの確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。**

漁労売上原価（1隻当たりの推定値）



資料：農林水産省「令和4年漁業経営統計調査」「令和5年漁業経営統計調査」（会社経営体）

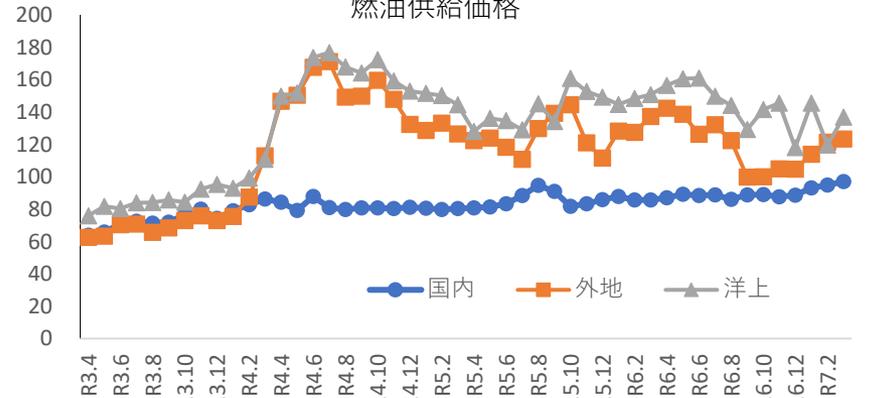
注1：統計調査の区分について、「遠洋・近海まぐろはえ縄」のうち「500T以上」を遠洋はえ縄として引用。
注2：燃油費については、セーフティネット構築事業による支援後の値。

産地価格（クロマグロのみ年平均）



資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」、日本かつお・まぐろ(株)

燃油供給価格

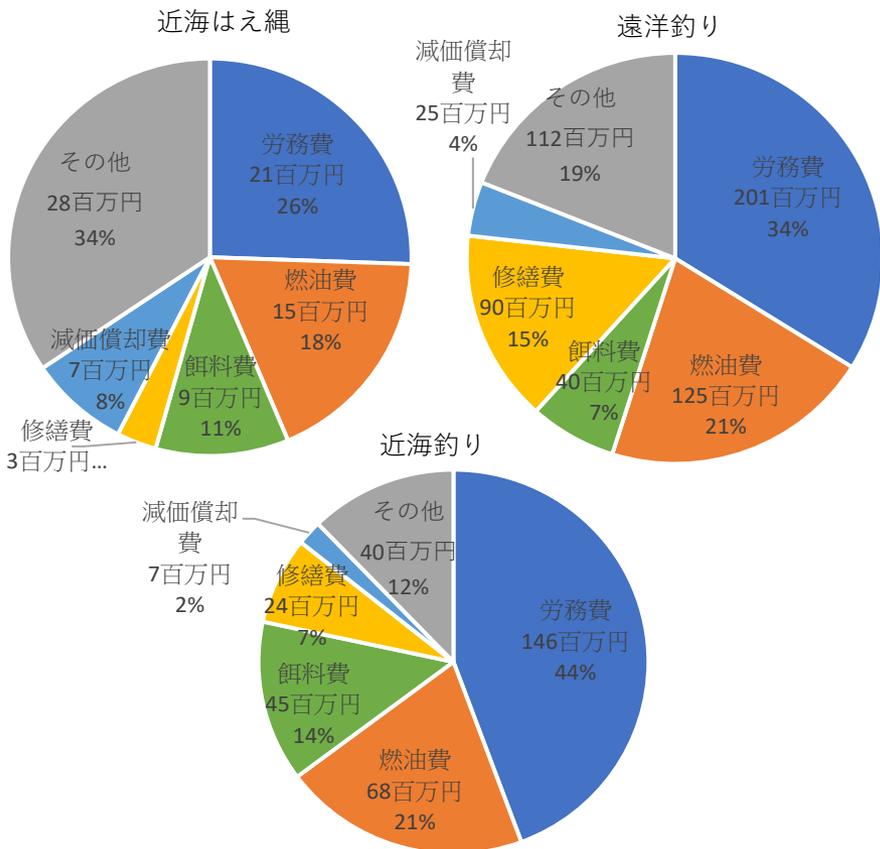


資料：日本かつお・まぐろ(株)

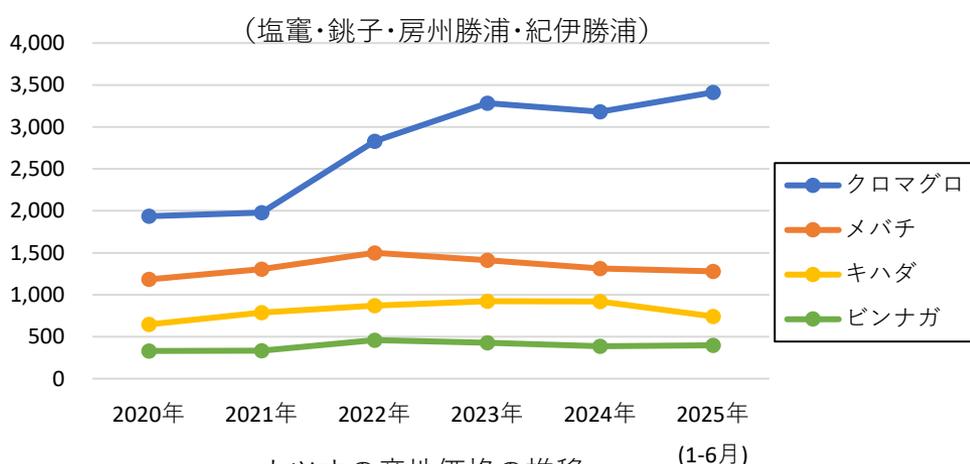
5. まぐろはえ縄漁業（近海）・かつお釣り漁業（遠洋・近海）の経営状況

- 近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業においても、漁労売上原価の多くを労務費と燃油費が占める。
- 遠洋まぐろはえ縄漁業と同様、燃油費負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受けるほか、遠洋かつお釣り漁業では2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げ、労務費負担についても増加。
- 一方、魚価は、魚種によって堅調又は概ね横ばい傾向。売上原価の上昇に見合った安定的な漁獲量・水揚高の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。

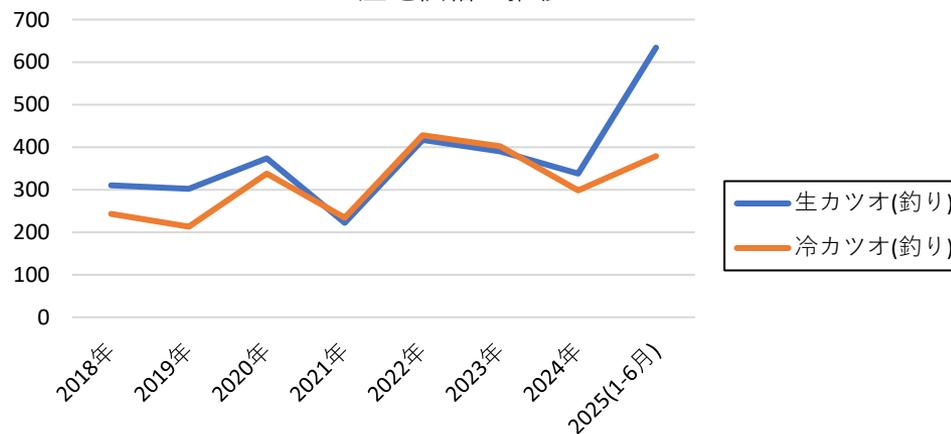
漁労売上原価（1隻当たりの推定値）



生鮮まぐろ類の価格推移



カツオの産地価格の推移 (1-6月)



資料：農林水産省「令和5年漁業経営統計調査」（会社経営体）

注1：統計調査の各区分について、「遠洋・近海まぐろはえ縄」のうち「10～20T未満」を近海はえ縄、「遠洋・近海かつお一本釣り」のうち「500T以上」を遠洋釣り、「100～200T未満」を近海釣りとして引用。
 注2：燃油費については、漁業経営セーフティネット構築事業による支援後の値。

資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和7年4月1日現在)

業種 局別		漁業（かつお・まぐろ）			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R7.4.1)	3	0	0	0
	② (R6.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	3	0	0	0
東北運輸局	① (R7.4.1)	29	74	496	496
	② (R6.4.1)	30	75	539	539
	① - ②	△ 1	△ 1	△ 43	△ 43
関東運輸局	① (R7.4.1)	10	17	122	99
	② (R6.4.1)	10	17	122	99
	① - ②	0	0	0	0
北陸信越運輸局	① (R7.4.1)	3	5	72	72
	② (R6.4.1)	4	8	65	65
	① - ②	△ 1	△ 3	7	7
中部運輸局	① (R7.4.1)	25	44	376	369
	② (R6.4.1)	29	49	380	372
	① - ②	△ 4	△ 5	△ 4	△ 3
近畿運輸局	① (R7.4.1)	8	8	27	27
	② (R6.4.1)	8	8	37	37
	① - ②	0	0	△ 10	△ 10
神戸運輸監理部	① (R7.4.1)	0	0	0	0
	② (R6.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	0	0	0	0
中国運輸局	① (R7.4.1)	0	0	0	0
	② (R6.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	0	0	0	0
四国運輸局	① (R7.4.1)	50	79	313	221
	② (R6.4.1)	50	83	319	231
	① - ②	0	△ 4	△ 6	△ 10
九州運輸局	① (R7.4.1)	96	120	578	565
	② (R6.4.1)	96	120	607	593
	① - ②	0	0	△ 29	△ 28
沖縄総合事務局	① (R7.4.1)	34	44	97	84
	② (R6.4.1)	35	46	94	80
	① - ②	△ 1	△ 2	3	4
計	① (R7.4.1)	258	391	2,081	1,933
	② (R6.4.1)	262	406	2,163	2,016
	① - ②	△ 4	△ 15	△ 82	△ 83

漁業(かつお・まぐろ)船員賃金実態調査

1. 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和6年1月～令和6年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
遠洋かつお	4	0	8	12	0	0	0	0	4	0	8	12
遠洋まぐろ	61	1	9	71	0	0	0	0	61	1	9	71
近海かつお	1	0	23	24	0	0	0	0	1	0	23	24
近海まぐろ	21	26	28	75	11	5	3	19	32	31	31	94

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、最低賃金適用対象船舶(令和7年4月1日現在)について、組織船については、当該最低賃金適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、また、未組織船については悉皆調査により実施。

遠洋かつお漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		889,215	1,012,015
2		612,842	755,642
3		598,308	721,108
4		572,288	695,088
5		654,223	654,223
6		615,150	615,150
7	210,000	321,733	593,493
8		527,250	527,250
9	219,170	201,433	480,433
10	197,960	95,852	347,852
11	210,000		281,410
12		280,000	280,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

遠洋まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		691,893	691,893
2		563,035	644,815
3		564,629	611,719
4	133,000	386,994	604,594
5	116,000	391,620	586,580
6	136,000	368,619	569,869
7	129,630	323,527	534,937
8	115,710	312,795	496,075
9	137,423	248,713	473,556
10	124,124	247,408	450,492
11	124,124	236,191	442,095
12	136,000	234,922	440,672
13	200,400	147,892	432,892
14		419,752	419,752
15	132,990	186,330	402,497
16	135,400	151,619	368,799
17	118,700	151,026	354,326
18	128,557	131,850	342,187
19	118,700	135,585	338,885
20	115,710	147,229	330,509
21	124,124	101,643	307,547
22	117,111	89,138	290,849
23	120,832	78,103	283,535
24	116,261	77,087	277,948
25	118,700		203,300
26	118,700		203,300

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海かつお漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		1,940,993	1,940,993
2		1,427,209	1,427,209
3		1,170,180	1,170,180
4		954,366	954,366
5		790,209	790,209
6		769,129	769,129
7		735,708	735,708
8		733,730	733,730
9		648,740	648,740
10		597,251	597,251
11		540,589	540,589
12		534,545	534,545
13	130,000	291,522	457,627
14		410,069	410,069
15		357,328	357,328
16		287,935	349,135
17		347,205	347,205
18		334,517	334,517
19		293,855	293,855
20		246,843	246,843
21		234,745	234,745
22		203,300	203,300

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1	995,000		995,000
2		828,419	828,419
3	300,000	155,000	459,520
4	280,000	163,934	443,934
5		400,000	400,000
6	280,000	120,000	400,000
7	250,000	122,951	372,951
8	255,000	100,000	355,000
9	255,000	95,082	350,082
10	350,000		350,000
11	350,000		350,000
12	142,989	147,210	348,099
13	164,654	114,471	344,745
14	250,000	84,169	334,169
15	109,200	171,477	320,037
15	316,160		316,160
16	300,000		300,000
17	300,000		300,000
18		276,666	276,666
19		275,000	275,000
20	220,000		271,398
21	270,000		270,000
22		250,639	250,639
23	230,000	20,000	250,000
24	250,000		250,000
25	250,000		250,000

NO	本給(基本給)	歩合給	計
26	250,000		250,000
27	250,000		250,000
28	250,000		250,000
29	250,000		250,000
30	250,000		250,000
31	200,000	48,860	248,860
32		241,816	241,816
33		238,380	238,380
34		237,708	237,708
35		232,800	232,800
36	230,000		230,000
37		226,925	226,925
38		220,000	220,000
39	220,000		220,000
40	220,000		220,000
41	220,000		220,000
42		216,052	216,052
43		215,909	215,909
44		215,324	215,324
45	210,000		210,000
46	210,000		210,000
47	210,000		210,000
48	210,000		210,000
49	210,000		210,000
50	160,000	49,508	209,508
51	205,000		205,000
52		203,300	203,300
53	202,000		202,000
54	200,000		200,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192,000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192,000円	〃
平成15年度	据え置き	192,000円	〃
平成16年度	据え置き	192,000円	〃
平成17年度	据え置き	192,000円	〃
平成18年度	据え置き	192,000円	〃
平成19年度	200円UP	192,200円	〃
平成20年度	据え置き	192,200円	〃
平成21年度	据え置き	192,200円	〃
平成22年度	据え置き	192,200円	〃
平成23年度	300円UP	192,500円	〃
平成24年度	200円UP	192,700円	〃
平成25年度	6,300円UP	199,000円	〃
平成26年度	300円UP	199,300円	〃
令和4年度	最低賃金設定	199,300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4,000円UP	203,300円	〃
令和6年度	10,000円UP	213,300円	〃

最低賃金の改正に係る参考資料

漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網／底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決定公示 年 月 日	最低賃金額	決定公示 年 月 日	最低賃金額
北海道	R7.2.20	216,500	H27.3.20	195,300
東北	R7.5.16	219,700	R7.4.24	218,200
関東	R7.3.3	210,500	R7.3.3	207,000
北陸信越	R7.3.17	222,100	R7.3.17	222,100
中部	R7.4.15	224,000	R7.4.15	226,000
近畿	R7.3.24	220,000	H11.1.20	191,800
神戸	R7.3.24	225,600	/	/
中国	R7.3.7	213,300 ※1 196,000	R7.3.7	213,300
四国	R7.3.27	199,800	R7.3.27	213,300 ※2 205,800
九州	R7.4.24	200,200	R7.4.24	213,300
沖縄	/	/	/	/

※1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2 そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。

※2 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務所を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和7年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,770	48,320	61,800	75,270	88,750
	(32,960)	(41,900)	(54,450)	(67,010)	(79,570)
	2,810	6,420	7,350	8,260	9,180
住居関係費	46,760	60,700	50,660	40,620	30,570
	(45,350)	(50,820)	(46,850)	(42,880)	(38,910)
	1,410	9,880	3,810	-2,260	-8,340
被服・履物費	6,230	4,480	7,140	9,800	12,450
	(5,970)	(5,580)	(8,510)	(11,450)	(14,390)
	260	-1,100	-1,370	-1,650	-1,940
雑費Ⅰ	25,660	37,610	52,370	67,120	81,890
	(24,220)	(33,210)	(50,890)	(68,590)	(86,280)
	1,440	4,400	1,480	-1,470	-4,390
雑費Ⅱ	10,640	17,320	22,660	28,010	33,350
	(10,610)	(19,130)	(24,040)	(28,960)	(33,870)
	30	-1,810	-1,380	-950	-520
計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010
前年	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
対前年増減	5,950	17,790	9,890	1,930	-6,010
対前年比 (前年100)	105.0	111.8	105.4	100.9	97.6

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和6年人事院勧告(参考資料)」

「令和7年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1
	6年	108.5	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9
	対前年比・%	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8
3年		△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6
4年		2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1
5年		3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3
6年		2.7	4.3	0.7	4.0	4.0	2.4	1.6	1.6	△ 0.4	5.4
月別指数・2年100		06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97	102.6	111
	3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107	102.2	96.9	102.7	112.1
	4月	107.7	116.4	102.8	108.8	117	108.7	101.9	97.2	101.4	112.9
	5月	108.1	116.8	102.9	112.6	118.6	108.7	102.2	97.1	101.3	112.8
	6月	108.2	116.3	102.9	116.1	119	108.4	102.7	97.3	101.3	111.8
	7月	108.6	116.4	103	119.4	119.5	107.2	102.8	97.6	101.3	112.9
	8月	109.1	117.6	103.1	118.9	120.3	106.3	103	97.6	101.3	115.4
	9月	108.9	119	103.2	110.5	120.6	109.8	103.2	97.4	101.3	113.3
	10月	109.5	120.4	103.4	111.1	121.3	110	103.6	97.7	101.3	114.2
	11月	110	121.3	103.5	114.4	120.5	110.8	103.8	97.8	101.3	114.1
	12月	110.7	122.5	103.5	119.3	119.1	110.5	103.7	98.1	101.3	114.2
	07年1月	111.2	124.7	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9
	2月	110.8	124.1	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3
	3月	111.1	124.2	103.6	114.5	120.0	110.1	104.2	99.5	101.5	114.3

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R7. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)	
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—	
(1) 地域別最低賃金	47	—	
(2) 産業別最低賃金	224	29,569	
イ 新産業別最低賃金	222	29,558	下記2-1
① 厚生労働大臣決定分	0	0	
② 都道府県労働局長決定分	222	29,558	
ロ 従来の産業別最低賃金	2	11	下記2-2
① 厚生労働大臣決定分	1	4	
② 都道府県労働局長決定分	1	7	

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R7. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	5	3	144
織維工業関係	5	7	139
木 木材・木製品製造業関係	1	1	6
造 パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	84
印刷・同関連産業関係	1	3	33
塗料製造業関係	4	1	63
ゴ ゴム製品製造業関係	1	1	37
窯業・土石製品製造業関係	4	3	105
鉄鋼業関係	20	31	1,481
非鉄金属製造業関係	9	9	420
金属製品製造業関係	4	9	116
業 一般機械器具製造業関係	25	229	5,418
精密機械器具製造業関係	7	8	222
電気機械器具製造業関係	45	213	8,932
輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,636
小 計	166	663	25,836
非製造業			
新聞・出版業関係	1	1	5
各種商品小売業関係	30	15	1,693
自動車小売業関係	23	202	1,967
自動車整備業関係	1	10	33
道路貨物運送業関係	1	3	24
小 計	56	231	3,722
合 計	222	894	29,558

2-2 従来の産業別最低賃金

(R7. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	11

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和7年3月末現在）

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

単位：円（件数）

事項別		年度			
		令和6年度	令和5年度		
地域別最低賃金		1,055 (47)	1,004 (47)		
対前年度上昇率 (%)		5.08	4.47		
特定産業別最低賃金（※1、2）	新産業別最低賃金	食料品・飲料製造業関係	892 (5)	876 (5)	
		繊維工業関係	794 (5)	800 (5)	
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)	
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	861 (1)	857 (2)	
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	850 (1)	
		塗料製造業関係	1,058 (4)	1,026 (4)	
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)	
		窯業・土石製品製造業関係	1,005 (4)	966 (4)	
		鉄鋼業関係	1,088 (20)	1,038 (20)	
		非鉄金属製造業関係	940 (9)	918 (9)	
		金属製品製造業関係	990 (4)	962 (4)	
		一般機械器具製造業関係	1,014 (25)	981 (25)	
		精密機械器具製造業関係	996 (7)	973 (7)	
		電気機械器具製造業関係	994 (45)	960 (45)	
		輸送用機械器具製造業関係	1,046 (33)	1,002 (33)	
		小計	1,018 (166)	981 (166)	
		非製造業	新聞・出版業関係	879 (1)	879 (1)
			各種商品小売業関係	862 (30)	862 (30)
	自動車小売業関係		972 (23)	952 (23)	
	自動車整備業関係		1,017 (1)	965 (1)	
	道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)	
	小計		922 (56)	906 (56)	
合計	1,006 (222)	970 (222)			
対前年度上昇率 (%)		3.71	2.86		
旧産業別最低賃金		816 (1)	816 (1)		
総合合計		1,006 (223)	970 (223)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む。)の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日額) 5,772 (1)	(日額) 5,772 (1)

資料出所:「令和7年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A~Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B~Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B~Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A~Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								
令和7年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円								

(注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
 2. A~Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和5年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和6年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 1004	—	円 43	円 1,055	—	円 51
A	埼玉	1,028	R5.10.1	41	1,078	R6.10.1	50
	千葉	1,026	R5.10.1	42	1,076	R6.10.1	50
	東京	1,113	R5.10.1	41	1,163	R6.10.1	50
	神奈川	1,112	R5.10.1	41	1,162	R6.10.1	50
	愛知	1,027	R5.10.1	41	1,077	R6.10.1	50
	大阪	1,064	R5.10.1	41	1,114	R6.10.1	50
B	北海道	960	R5.10.1	40	1,010	R6.10.1	50
	宮城	923	R5.10.1	40	973	R6.10.1	50
	福島	900	R5.10.1	42	955	R6.10.5	55
	茨城	953	R5.10.1	42	1,005	R6.10.1	52
	栃木	954	R5.10.1	41	1,004	R6.10.1	50
	群馬	935	R5.10.5	40	985	R6.10.4	50
	新潟	931	R5.10.1	41	985	R6.10.1	54
	富山	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	石川	933	R5.10.8	42	984	R6.10.5	51
	福井	931	R5.10.1	43	984	R6.10.5	53
	山梨	938	R5.10.1	40	988	R6.10.1	50
	長野	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	岐阜	950	R5.10.1	40	1,001	R6.10.1	51
	静岡	984	R5.10.1	40	1,034	R6.10.1	50
	三重	973	R5.10.1	40	1,023	R6.10.1	50
	滋賀	967	R5.10.1	40	1,017	R6.10.1	50
	京都	1,008	R5.10.6	40	1,058	R6.10.1	50
	兵庫	1,001	R5.10.1	41	1,052	R6.10.1	51
	奈良	936	R5.10.1	40	986	R6.10.1	50
	和歌山	929	R5.10.1	40	980	R6.10.1	51
	島根	904	R5.10.6	47	962	R6.10.12	58
	岡山	932	R5.10.1	40	982	R6.10.2	50
	広島	970	R5.10.1	40	1,020	R6.10.1	50
	山口	928	R5.10.1	40	979	R6.10.1	51
徳島	896	R5.10.1	41	980	R6.11.1	84	
香川	918	R5.10.1	40	970	R6.10.2	52	
愛媛	897	R5.10.6	44	956	R6.10.13	59	
福岡	941	R5.10.6	41	992	R6.10.5	51	
C	青森	898	R5.10.7	45	953	R6.10.5	55
	岩手	893	R5.10.4	39	952	R6.10.27	59
	秋田	897	R5.10.1	44	951	R6.10.1	54
	山形	900	R5.10.14	46	955	R6.10.19	55
	鳥取	900	R5.10.5	46	957	R6.10.5	57
	高知	897	R5.10.8	44	952	R6.10.9	55
	佐賀	900	R5.10.14	47	956	R6.10.17	56
	長崎	898	R5.10.13	45	953	R6.10.12	55
	熊本	898	R5.10.8	45	952	R6.10.5	54
	大分	899	R5.10.6	45	954	R6.10.5	55
	宮崎	897	R5.10.6	44	952	R6.10.5	55
	鹿児島	897	R5.10.6	44	953	R6.10.5	56
沖縄	896	R5.10.8	43	952	R6.10.9	56	

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	2.9	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.3	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	4.9	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	勧告どおり	3.7	2.7	5.33
R7	8月7日	3.62	4月1日	――	-	-	5.52

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)